

富山県

生産性向上・賃上げの取組みを支援します!

令和6年度まで
期間延長

賃上げサポート補助金

令和6年1月

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、業務改善助成金への上乗せ補助により、県内事業者*の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

*業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」の対象は「事業場規模30人未満の事業者」に限ります。

支援のあらまし

① 賃金引上げ + ② 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省 (富山労働局)

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ

② 設備投資等

- ・機械設備
- ・コンサルティング導入
- ・人材育成・教育訓練 等

を行った場合に、

その費用の一部を助成

費用の
9/10^(注1)

費用の
1/10^(注2)

富山県 賃上げサポート 補助金

事業場規模30人未満の事業者
を対象に、業務改善助成金の額に
上乗せ補助

(注1) 業務改善助成金の助成率は、最大で9/10【上限額あり】

(注2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10【上限額あり】

 富山県



→ 詳細は、富山県ホームページを
ご確認ください。

富山県 賃上げサポート

検索



富山県人材活躍推進センター
(富山県賃上げサポート補助金事務局)

〒930-0805 富山市湊入船町9-1 (とやま自遊館2階)
TEL: 076-411-9150
E-mail: hojokin@job-suishin.ne.jp

令和6年4月1日以降の
申請・問い合わせ先

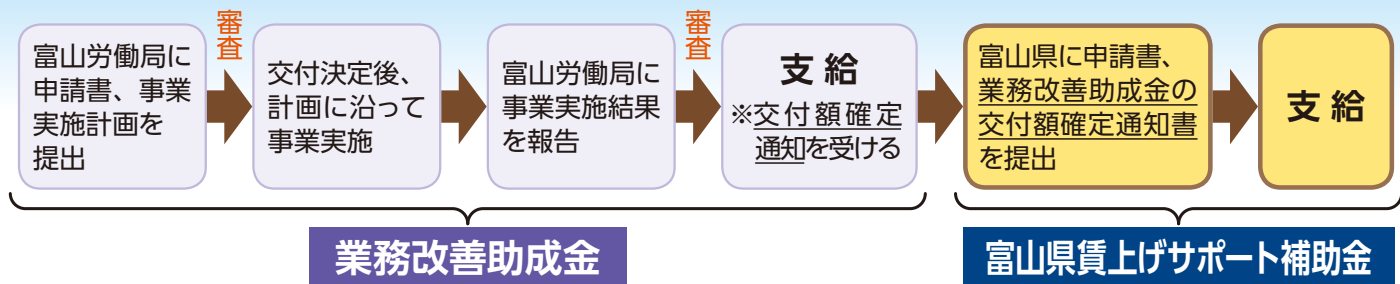
富山県商工労働部 労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL: 076-444-3256

E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



補助対象 補助対象：令和5年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金であって、**令和7年2月28日まで**に交付額確定通知を受けていること。

補助率 補助率：対象費用の**1/10**（一律） ※上限額あり（国の助成上限額の1/10）

申請方法 **令和7年2月28日まで**に、所定の申請書類（業務改善助成金の交付額確定通知書を添付）を「富山県人材活躍推進センター（富山県賃上げサポート補助金事務局）」*に提出してください。

※令和6年4月1日以降は、富山県商工労働部労働政策課に提出してください。

*予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上(*)	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上(*)	600万円	600万円

助成率

事業場内最低賃金が	950円未満	4/5 (9/10)
	950円以上	3/4 (4/5)

()は生産性要件を満たした事業場の場合

申請期限

《賃金引き上げ計画を立てて申請》

申請期限	令和6年3月31日に延長
事業完了期限	令和6年1月31日までの申請分 → 令和6年2月28日までに設定いただけます。 令和6年2月1日以降の申請分 → 令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定 いただけます。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定いただく場合がございます。 令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、交付決定前（令和6年3月31日まで）に設備導入をすると対象外となります。

助成対象事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

「富山県賃上げサポート補助金」の上乗せの対象

(※) 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ① 賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業場
- ② 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

